

基本方針及びガイドラインの改正について(概要)

- ① PFI法改正により創設された退職派遣制度について、基本方針、運営権ガイドラインに位置づけ
- ② 公共施設等運営権制度における指定管理者制度や地方公営企業法上の取扱い等について、関係省庁の通知等を踏まえて、運営権ガイドラインに位置づけ
- ③ 民間資金等活用事業推進委員会VFM・リスク分担WG中間とりまとめを踏まえた改正(別紙)

■ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針改正案

○ 退職派遣制度に関する基本的な事項

「四 公共施設等運営権に関する基本的な事項」に追加
(資料1-2 P.15,18)

- ・ 実施方針に、退職派遣制度の利用の可否を記載すべきこと。
- ・ 退職派遣制度の利用は、公共施設等運営権者の要請、個別の事業の事情等を踏まえつつ、公共施設等運営権事業の初期段階に限ること。 等

■ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン改正案

○ 退職派遣制度の利用に当たっての留意事項

「10 退職派遣制度」を新設(資料1-3 P.25)

- ・ 退職派遣制度は、事業の初期段階において公務員の有する専門的ノウハウ等を継承することで事業の円滑な立ち上げを支援するという制度趣旨にのっとり、的確に運用されるべきものであること。
- ・ 退職派遣制度を利用できる「事業の初期段階」は、最大おおむね5年間程度と想定されること。 等

○ 地方公営企業法や指定管理者制度上の取扱い

「9 設定」に追加(資料1-3 P.22,23)

- ・ 公共施設等運営権事業開始後においても、地方公共団体が引き続き公営企業に該当。
(総務省の通知を受けて記載)
- ・ 上下水道、空港のコンセッション事業において、指定管理者制度の併用は不要。
(関係省庁の通知等を受けて記載)

中間とりまとめを踏まえたガイドラインの改正について(概要)

- ・民間資金等活用事業推進委員会では、VFM・リスク分担WGを設け、アクションプランに示された事業類型(収益併設型・運営権活用型)の事業を推進するため、VFMの評価やリスクの整理・分担のあり方(個別具体的な課題やGL等の関係等)について検討し、中間とりまとめを公表
- ・中間とりまとめを踏まえて、リスク分担ガイドライン及び運営権ガイドラインを改正

■ PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン改正案

○ 収益併設型における付帯事業の収益性の悪化等の対応

「三 その他の留意事項」に追加
(資料1-4 p22)

→収益併設型において付帯事業の収益性の悪化等のリスクが本体事業に影響を与えないようにするため、リスク対応の手段(履行支援、信用力確認、保険等への加入)を示す。

※中間とりまとめ 第3章「2 本体と付帯事業との間のリスク遮断」(参考資料2 P18)

■ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン改正案

○ 公共施設等運営事業における需要リスクへの対応

「4 リスク分担」に追加
(資料1-3 P12)

→需要リスクを管理者等と運営権者とで共有する場合の手段として、プロフィットシェアリング条項等を設けることを示す。

※中間とりまとめ 第4章「1 運営権活用事業における需要変動等について」(参考資料2 P20)

○ 公共施設等運営事業における不可抗力リスクへの対応

「4 リスク分担」に追加
(資料1-3 P12)

→不可抗力リスクの管理者等と運営権者との負担について、運営権者に地震等の保険加入を義務付け、保険で損害を補填するに足りないときは、管理者等が復旧等を行うことを示す。

※中間とりまとめ 第4章「1 運営権活用事業における需要変動等について」(参考資料2 P21)